

茨城町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の 人件費率
令和6年度	人 30,523	千円 14,357,768	千円 538,299	千円 2,564,155	% 17.9	% 18.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

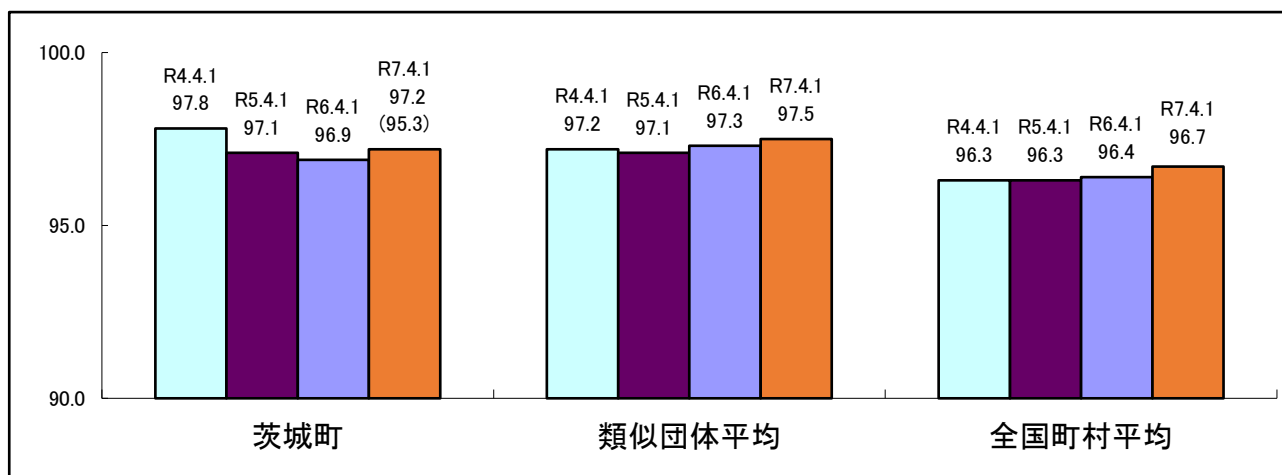
区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似 団体平均一人 当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 272	千円 1,098,457	千円 149,406	千円 422,745	千円 1,670,608	千円 6,234	千円 5,979

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

人事委員会未設置のため記載なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期)

令和7年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の上昇の解消は実施していない。)

② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準4%に対し、茨城県においても2%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日は4%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	4%	4%
茨城県の支給割合	0%	2%	4%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
茨 城 町	40.5歳	319,417円	369,664円	337,628円
茨 城 県	41.5歳	330,542円	416,875円	377,411円
国	41.9歳	332,237円		414,480円
類似団体	41.3歳	317,183円	385,375円	353,947円

② 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
茨 城 町	37.2歳	327,285円	419,099円	361,673円
類似団体	38.0歳	310,491円	404,926円	362,408円

③ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
茨 城 町	45.3歳	333,458円	352,024円	346,608円
茨 城 県	41.4歳	360,490円	412,264円	—
類似団体	40.8歳	313,424円	351,860円	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		茨 城 町	茨 城 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	220,000 円	225,600 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	194,500 円	188,000 円
消 防 職	大 学 卒	245,800 円	—	—
	高 校 卒	211,600 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の様況 (令和7年4月1日現在)

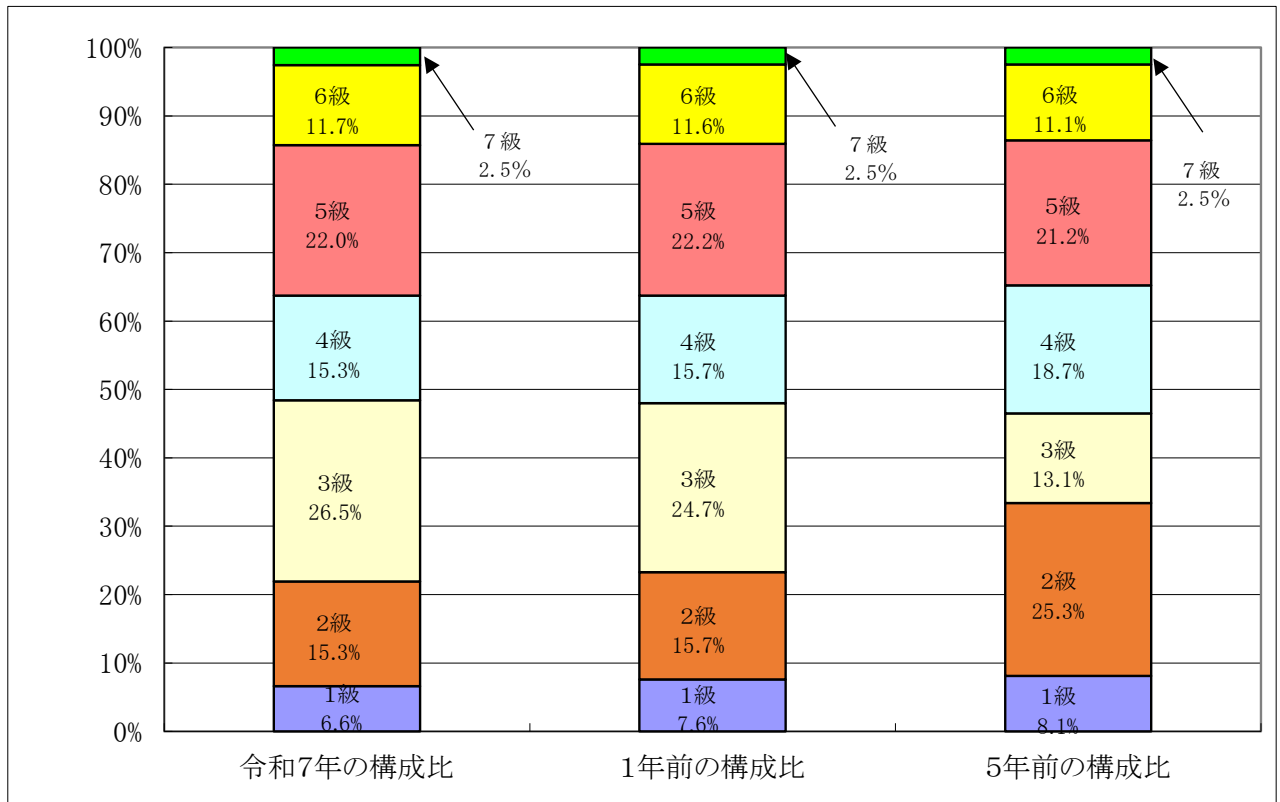
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	277,000円	357,550円	381,350円	399,960円
	高校卒	235,725円	303,950円	370,000円	382,663円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

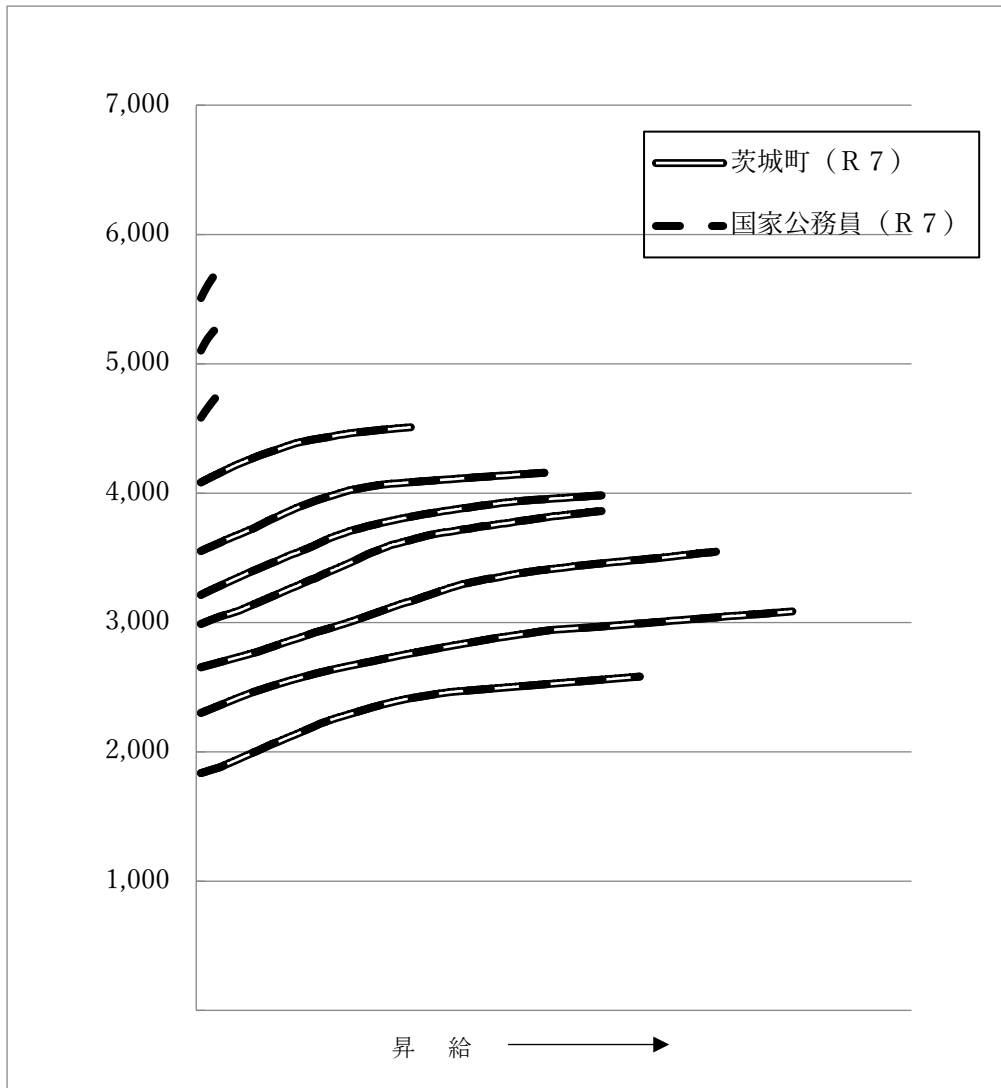
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	1 主事又は技師の職務 2 主事補又は技師補の職務	13人	6.6%	183,500円	258,100円
2級	1 知識若しくは経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 2 教諭の職務	30人	15.3%	230,000円	308,500円
3級	1 主幹又は技幹の職務 2 知識又は経験を必要とする業務を行う教諭の職務	52人	26.5%	265,300円	354,700円
4級	1 係長又は主査の職務 2 主任教諭の職務	30人	15.3%	298,800円	386,100円
5級	1 課長補佐又は図書館長の職務 2 教頭の職務	43人	22.0%	321,300円	398,200円
6級	課長、会計管理者、事務局長、場長又は副参事の職務	23人	11.7%	355,200円	415,700円
7級	部長、町長公室長又は参事の職務	5人	2.6%	408,300円	450,900円

- (注) 1 茨城町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成28年に6級制から7級制に変更している。（旧給料表の6級の一部を7級に変更）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職）（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（茨城町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

茨城町	茨城県	国
1人当たりの平均支給額（令和6年度） 1,527千円	1人当たりの平均支給額（令和6年度） 1,910千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.0）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.0）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.0）月
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（茨城町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

茨城町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額 17,808千円					

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (6年度決算)			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)			0円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度 (支給割合)
茨城県	2%	196人	4%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		2,938千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		59,950円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		16.8%		
手当の種類 (手当数)		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき又は感染症の病原体を有する家畜若しくは感染症の病原体を有する疑のある家畜に対する防疫作業に従事したとき	—	日額1,500円
行旅死亡人取扱手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人の取扱いに従事したとき	—	1件3,000円
救急業務手当	右記業務に従事した職員	消防本部及び消防署に勤務する職員が、救急業務に従事したとき	2,938千円	1回200円
機関勤務手当	右記業務に従事した職員	自動車運転の資格を有し、機関の運用操作に従事したとき		1回400円 (大型運用時) 1回300円 (中型以下運用時)
出動手当	右記業務に従事した職員	災害に出動し、防御活動及び救護活動に従事したとき		1回200円
夜間特殊業務手当	右記業務に従事した職員	消防本部及び消防署に勤務する消防職員で交替制勤務を正規の勤務としているものが深夜勤務 (午後		・深夜勤務時間が5時間以上の場合 300円

		10時から翌日午前5時まで) に従事したとき		・ 深夜勤務時間が2時間以上の5時間未満の場合200円 ・ 深夜勤務時間が2時間未満の場合150円
救急救命士手当	右記業務に従事した職員	救急救命士の資格を有し、救急業務に従事したとき		1回500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	54,434千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	220千円
支給実績 (令和5年度決算)	60,044千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	247千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・ 配偶者3,000円 ・ 子1人11,500円 ・ 父母等1人6,500円 ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	33,216千円	251,634円
住居手当	・ 借家の場合 月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給(家賃の額に応じ28,000円を限度に支給)	同じ	—	14,884千円	270,620円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・ 電車、バス等交通機関利用の場合 1ヶ月あたり150,000円を限度に支給 ・ 自動車等を使用の場合 使用距離等を勘案し2,000円～31,600円を支給	同じ	—	18,123千円	61,642円
管理職手当	管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、町規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、町規則で定める基準に従い支給 ・ 部長 月額53,000円	異なる	国は、「俸給の特別調整額」として、当該職員に適用される俸給表の別及び当該	17,100千円	518,182円

	・課長 月額41,000円		職員の属する職務の級に応じ、俸給の特別調整額欄に定める額を支給		
休日勤務手当	祝日法による休日及び年末年始の休日（代休を指定されたときは休日に代わる代休日）における正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 ・1時間あたりの給料額×135/100	同じ	—	15,191 千円	353,286 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日の午前5時）に勤務した職員に支給 ・1時間あたりの給料額×25/100	同じ	—	3,396 千円	73,837 円
職員派遣手当	県及び他の団体に派遣された職員に対し派遣手当を支給。 ・月額20,000円。ただし、派遣先より同種の手当が支給される場合は支給しない	異なる	—	960 千円	240,000 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした職員に支給 ・通常の宿日直勤務 4,200円/回（勤務時間5時間未満3,150円/回）	異なる	—	312 千円	51,975 円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給（1回あたりの単価） ・部長、課長とも8,000円（6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額）	同じ	—	452 千円	16,741 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
料 給	町 長	868,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副町長	668,000円	
報 酬	議 長	354,000円	499,000円/280,000円
	副議長	318,000円	430,000円/214,000円
	議 員	310,000円	400,000円/189,000円
期 末 手 当	町 長 副町長	(令和6年度支給割合) 3.45月分【役職加算(15%)加算措置あり】	
	議 長 副議長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.45月分【役職加算(15%)加算措置あり】	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額×在職年数(9捨10入)×550/100	1,910万円 任期ごと
		給料月額×在職年数(9捨10入)×310/100	828万円 任期ごと
	備 考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

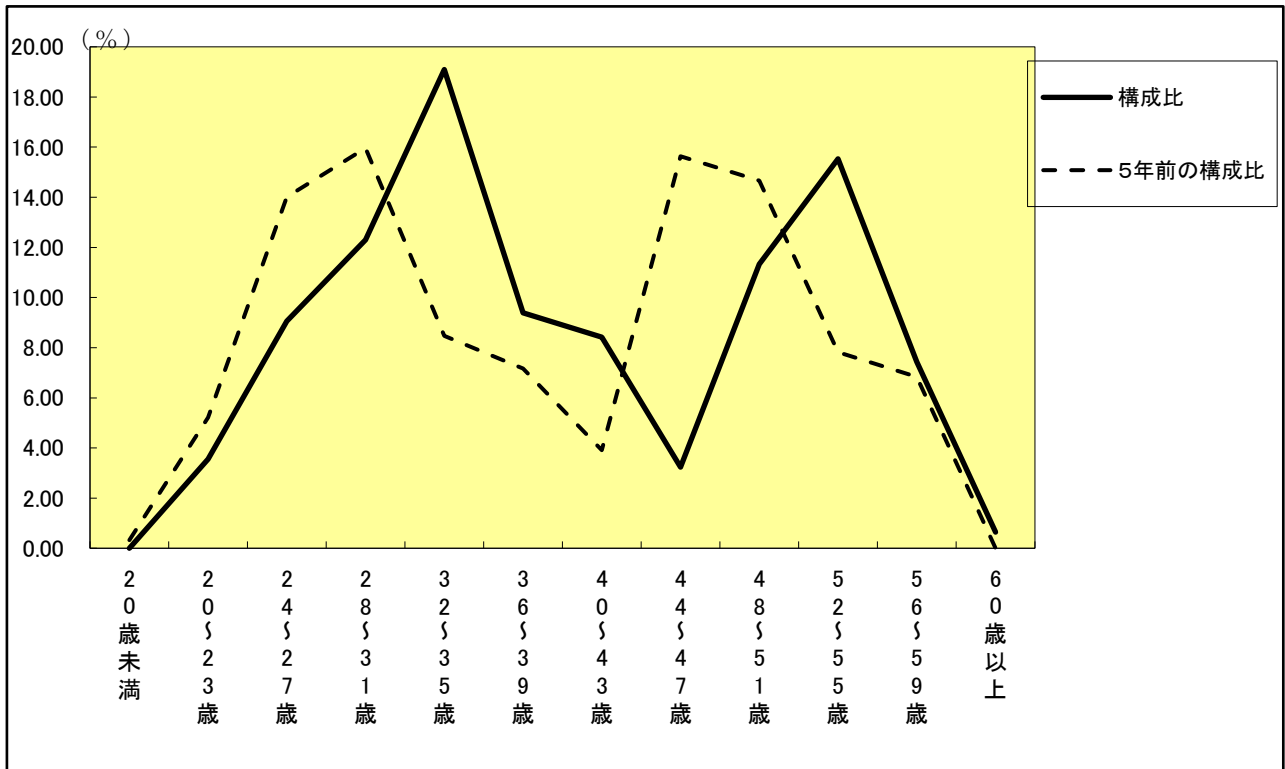
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	
		総 務	56	55	△ 1	事業の整理合理化
		税 務	19	18	△ 1	他機関への職員派遣からの召還
		農 林 水 産	22	23	1	農地集積加速化事業の強化
		商 工	6	5	△ 1	事業の整理合理化
		土 木	27	25	△ 2	文化的施設管理運営事業に係る事務の移管
		民 生	27	25	△ 2	事業の整理合理化
		衛 生	18	20	2	健康増進関連事業拡大による
		計	178	174	△ 4	<参考> 人口1万当たり職員数 57.00人 (類似団体の人口万人当たりの職員数 54.10人)
		教育部門	39	39	0	文化的施設整備事業に係る一部事務の受管
		消防部門	55	55	0	
		小 計	272	268	△ 4	<参考> 人口1万当たり職員数 87.80人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 67.47人)
公 営 企 業 計 等 部 門		水 道	10	10	0	
		下 水 道	12	11	△ 1	事業の整理合理化
		そ の 他	19	20	1	定年延長職員の配置による
		小 計	41	41	0	
合 計			313 [315]	309 [315]	△ 4 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 101.23人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	11人	28人	38人	59人	29人	26人	10人	35人	48人	23人	2人	309人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度 部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	172	171	179	176	178	174	2 (1.7%)
教育	37	40	38	38	39	39	2 (5.4%)
消防	52	53	53	55	55	55	3 (5.8%)
普通会計計	261	264	270	269	272	268	7 (2.7%)
公営企業等 会計計	44	44	41	41	41	41	△3 (△6.8%)
総合計	304	305	308	311	310	309	4 (1.3%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和 6年度	685,963	46,872	75,982	11.1	9.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 普通会計 一人当たり給与 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和 6年度	10	39,568	2,351	11,753	53,672	5,367	6,234

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨城町	45.9歳	354,797円	489,355円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城町		茨城町（一般行政職）	
1人当たりの平均支給額（令和6年度） 1,656千円		1人当たりの平均支給額（令和6年度） 1,527千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.50月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.0)月分	期末手当 2.50月分 (1.40)月分	勤勉手当 2.10月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

茨城町			茨城町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 -千円			1人当たり平均支給額 17,808千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			0円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）	
茨城県	2%	10人	4%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由				

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

茨城町は不支給のため記載なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	705千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	78千円
支給実績（令和5年度決算）	1,986千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	221千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者3,000円 ・子1人11,500円 ・父母等1人6,500円 ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	78千円	78,000円
住居手当	・借家の場合 月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給（家賃の額に応じ28,000円を限度に支給）	同じ	—	528千円	264,000円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヶ月定期の価格を基本として1ヶ月あたり150,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合 使用距離等を勘案し2,000円～31,600円を支給	同じ	—	773千円	77,280円
管理職手当	管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、町規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、町規則で定める基準に従い支給 ・部長 月額53,000円 ・課長 月額41,000円	異なる	国は、「俸給の特別調整額」として、当該職員に適用される俸給表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ、俸給の特別調整額欄に定める額を支給	492千円	492,000円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給（1回あたりの単価） ・部長、課長とも8,000円（6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額）	同じ	—	20千円	20,000円

(2) 下水道（公共下水道）事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和 6年度	千円 638,091	千円 △12,256	千円 52,384	% 8.2	% 8.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考) 普通会計 一人当たり給与 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令 和 6 年度	人 8	千円 27,586	千円 4,601	千円 11,244	千円 43,431	千円 5,429	千円 6,234

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨 城 町	39.4歳	322,583円	447,607円
団体平均	44.5歳	342,377円	516,175円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城町		茨城町（一般行政職）	
1人当たりの平均支給額（令和6年度） 1,374千円		1人当たりの平均支給額（令和6年度） 1,527千円	
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分		（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分	
勤勉手当 2.10月分 （1.0）月分		勤勉手当 2.10月分 （1.0）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

- (注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

茨城町			茨城町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 621千円			1人当たり平均支給額 17,808千円		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定

年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			0円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
茨城県	2%	7人	4%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

茨城町は不支給のため記載なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,522千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	304千円
支給実績（令和5年度決算）	1,932千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	322千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者3,000円 ・子1人11,500円 ・父母等1人6,500円 ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	714千円	142,800円
住居手当	・借家の場合 月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給（家賃の額に応じ28,000円を限度に支給）	同じ	—	925千円	308,333円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給	同じ	—	478千円	68,286円

	・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヶ月定期の価格を基本として 1ヶ月あたり150,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合 使用距離等を勘案し2,000円～ 31,600円を支給				
管理職手当	管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、町規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づいて、町規則で定める基準に従い支給 ・部長 月額53,000円 ・課長 月額41,000円	異なる	国は、「俸給の特別調整額」として、当該職員に適用される俸給表の別及び当該職員の属する職務の級に応じ、俸給の特別調整額欄に定める額を支給	492千円	492,000円
管理職特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等で週休日又は休日に勤務した場合に支給（1回あたりの単価） ・部長、課長とも8,000円（6時間超の勤務は上記に150/100を乗じた額）	同じ	—	20千円	20,000円

(3) 下水道（農業集落排水）事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	296,151	10,219	32,530	11.0	10.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 普通会計 一人当たり給与 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	4	16,057	6,523	4,690	27,270	6,818	6,234

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
茨城町	39.0歳	328,466円	522,188円
団体平均	44.5歳	342,377円	516,175円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

茨城町		茨城町（一般行政職）	
1人当たりの平均支給額（令和6年度） 1,682千円		1人当たりの平均支給額（令和6年度） 1,527千円	
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分		（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 （1.40）月分	
勤勉手当 2.10月分 （1.0）月分		勤勉手当 2.10月分 （1.0）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

茨城町			茨城町（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 一千円			1人当たり平均支給額 17,808千円		

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）			0円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
茨城県	2%	4人	4%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

茨城町は不支給のため記載なし。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,019千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	255千円
支給実績（令和5年度決算）	1,013千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	253千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている扶養親族のある職員に支給 ・配偶者3,000円 ・子1人11,500円 ・父母等1人6,500円 ※扶養親族である子のうち満16歳の年度始めから満22歳年度末までの子1人につき5,000円加算	同じ	—	576千円	144,000円
住居手当	・借家の場合 月額16,000円を超える家賃を払っている職員に支給（家賃の額に応じ28,000円を限度に支給）	同じ	—	177千円	88,500円
通勤手当	通勤距離が2km以上で交通機関などを利用して通勤している職員に支給 ・電車、バス等交通機関利用の場合 6ヶ月定期の価格を基本として1ヶ月あたり150,000円を限度に支給 ・自動車等を使用の場合 使用距離等を勘案し2,000円～31,600円を支給	同じ	—	506千円	126,475円